

## 租税管理法日本語訳（仮訳）

※本翻訳は、JICA の長期専門家（税務アドバイザー）の執務参考用に作成したものであり、ラオス人民民主共和国の政府、財務省税務局及び関係機関並びに JICA 及びその関連者などが、その精度を保証するものではありません。

適用にあたっては、ラオス語の原文にあたっていただくようお願いします。本仮訳の直接の適用によって損害等が発生しても、長期専門家及び JICA などは一切の責任を負いません。

なお、仮訳中「ラオス人民民主共和国」については、翻訳の便宜上「ラオス国」に統一してあります。



ラオス人民民主共和国  
平和・独立・民主主義・統一・繁栄

---

国民議会

第 66 / NA 号  
首都ビエンチャンにて、2019 年 6 月 18 日付

## 租税管理法 (更新)

### 第 1 部 総則

#### 第 1 条 (改正) 目的

本法は、租税管理について、統一的、網羅的、効率的及び効果的な管理のため、個人、法人又は組織が納税の実施及び持続的な事業の成長を促進し、徴収する税金を正確、完全、公正かつ明確に調整し国の予算に納付する潜在力を探るため及び国の健全な社会経済発展に貢献するための必要な原則、規則、手続き及び措置を定めるものとする。

#### 第 2 条 (改正) 租税管理

租税は、法律で定めるとおり、ラオス国及び外国における事業の実施、商品及びサービスの消費、土地及び財産の使用並びにその他の活動から生じる収入又は所得を有する個人、法人又は組織が納める義務的な金銭である。租税管理は、近代的管理システムの開発、企業及び収入についての正確かつ完全なデータベースの作成、サービス提供、便宜供与、徴収、監視並びに法律で定める租税義務納付の調査により、国家経済を調整する国の手段である租税についての原則、規則及び措置の実施をいう。

#### 第 3 条 (改正) 定義

本法において、次に掲げるとおり用語の意義を定める。

1. 納税者 ラオス国において、一時的又は恒久的な居所又は事業所を持つ、ラオス国において住所又は事務所があり外国において事業を行う又は収入があり、法令で定める納税義務を負う個人、法人及び組織をいう。
2. 納税義務者 法律で定めるとおり、計算、徴収、源泉徴収及び納付を行う義務を負う個人、法人又は組織をいう。
3. 永住者 他国籍を有する者のうち、ラオス国に移住する又は長期にわたり居住する者であって、永住者カード及び永住者戸籍を有し、かつ、当該外国人の属する政府が居住を認める者をいう。
4. 無国籍者 ラオス国に移住する又は居住する者で、ラオス国民ではなく、当該個人の国籍証明書を有していない者をいう。
5. 外国人 用務のためラオス国に短期又は長期滞在する他国籍者であり、かつ、当該滞在期間の期限後、帰国する者をいう。
6. 非居住者 ラオス国において収入を有するか事業を行うが、永続的には居住又は生活していない者をいう。
7. 自由業 科学、文化、芸術、教育、公衆衛生及びその他の活動における教師、科学者、弁護士、エンジニア、医者、看護師、会計コンサルタント、会計士及びその他の専門的知識を用いるサービス又は活動の提供のうち、他者の労働、身体、意思に属さないものをいう。
8. 税務職員 特定の場所における又は特定の任務の実施のため任命された税務職員で調査及び査察の義務を負う者をいう。
9. 法人 法律で定めるとおり、名前、事務所、自己の財産、権利及び義務を有し、適切に事業登録している企業をいう。
10. 企業 名前、資金、管理及び事務所を有し、かつ、法律で定める登録のある個人又は法人の営利目的の企てをいう。
11. 個人企業 企業のうち、法人ではなく、個人一人が所有し、無限責任を負うものをいう。
12. 零細企業 製造業、商業又はサービス業の企業のうち、規定する期間における従業員数、資産額及び年間売上高が規則で定める範囲を超えない最も規模の小さいものをいう。

#### 第4条（改正）租税管理業務に関する国の政策

国は、租税管理業務について、全国における統一的な徴税のため、公正な調整のため、国の予算への納付のため並びに経済部門間における平等、透明性及び公正の確保のため、当該業務の効果的かつ効率的な活動に対し、必要に応じ、仕組みの決定、規則の発出、予算配分、配員、車両及び道具の提供により、促進する。

国は、法律のとおり正確かつ完全に納税義務を果たす投資家及び納税者に

対し便宜及び政策を与え、事業の成長を促進し、国内外の投資家を誘致し、国民の納税意識を啓発し、農村を開発し、ラオス国の全国民族の貧困を削減する。

## 第5条（改正）租税に関する義務の免除又は減税

租税に関する義務の免除又は減税について、次に掲げるものを認める。

1. 重複課税の回避及び所得税の脱税阻止のための協定及びラオス国が加入するその他の協定に従ったもの。
2. 投資促進法及びその他の法律で定めに従ったもの。
3. 政府の提案に基づく国の重要かつ必要なプロジェクトについての国民議会の決議に従ったもの。
4. 台風、感染症流行、洪水、干ばつ、地震、火災等、大規模な被害の原因になる自然災害又はその他の災害が発生した時に、政府提案に基づく必要かつ緊急のプロジェクト並びに地域及び国際間の連結にかかる国家インフラ事業についての国民議会常設委員会の決議に従ったもの。

## 第6条（改正）特別促進政策

国は、政府の優先的な投資である、農業、加工業及び手工業、遠隔地及び不毛地における教育、公衆衛生、文化及び社会、農村開発及び国民の貧困削減にかかる公共インフラ投資事業（天然資源採掘及び電力を除く。）、経済特別区、工業団地並びに証券取引所上場企業に対し租税の特別促進政策を有する。

## 第7条（改正）租税管理業務の原則

租税管理業務の活動は、次に掲げる原則のとおり実施する。

1. 国家の方針、政策、法律、国家予算及び国家社会経済開発計画と一致すること。
2. 法律のとおり、全国において網羅的かつ統一的に税金を徴税し、国の予算に組み入れること。
3. 徴税及び国家予算への組入れの権利を委任された租税管理機関並びにその他国の機関は、本法及びその他関連法を厳重に実施しなければならない。
4. 製造、事業、投資及び経済成長を促進すること。
5. 法律のとおり、納税者の公正にかかる権利を保証し、平等、公正及び透明性があり検証可能であること。
6. 便利、迅速、完全、近代的、効率的、かつ、適時であること。
7. 租税管理業務におけるリスク管理及び情報管理を保証すること。
8. 関係省庁、機関、部局及び地方自治体と連携すること。

## 第8条（新規）租税管理業務の近代化

租税管理業務の近代化は次に掲げるとおり実施する。

1. 租税管理業務における制度、仕組み、管理法、管理手順、サービス並びに組織及び人員体制の構築のため、租税管理業務の近代化を進めるとともに正確、完全かつ検証可能な租税情報収集及び管理のためツールを活用すること。
2. 徴税情報管理システムに連結する電子租税管理システムの確立へ投資及び参加する個人、法人又は組織を促進するとともに、税金の支払いについて、法律のとおり、銀行システムを経由し正確かつ完全に行うことを推進する。

## 第9条（改正）法律の適用範囲

ラオス国内及び外国において事業及び生産を行う、職業を有する並びにその他の活動を行う個人、法人又は組織のうち、税の義務を負い租税管理業務にかかる義務を果たすものは、本法の適用範囲とする。

## 第10条（改正）国際協力

国は、ラオス国が加入する協定及び国際条約のとおり、租税管理業務の分野の発展のため、技術、情報及び人的資源等の共有により、当該分野における外国、地域及び国際協力を推進する。

# 第2部 租税の種類

## 第11条 租税の種類

租税の種類は次に掲げるとおり。

1. 間接税
2. 直接税

# 第1章 間接税

## 第12条 間接税

間接税は、ラオス国の領土において事業を行う者を通じて商品及びサービスを消費する者から徴収する税金をいう。

間接税は次に掲げるものをいう。

1. 付加価値税
2. 物品税

### **第13条（改正）付加価値税**

付加価値税は、商品の輸入並びに国内における商品及びサービスの提供によって追加される商品及びサービスの価値に応じ徴収する税金で、最終消費者が納税する。

付加価値税は付加価値税法で定める。

### **第14条（改正）物品税**

物品税は、国内における個人、法人又は組織の消費のうち、特定種類の輸入品又は国内生産品及びサービスの消費から徴収する義務的な金銭をいう。

物品税は物品税法で定める。

## **第2章 直接税**

### **第15条（改正）直接税**

直接税は、国内及び外国において事業の実施から生じる所得又は利益を有する個人、法人又は組織から徴収する税金をいう。

直接税は次に掲げるものをいう。

1. 所得税
2. 土地資産税
3. 環境税
4. 手数料及びサービス料

### **第16条（改正）所得税**

所得税は、所得を有する個人、法人又は組織から徴収する義務的な金銭をいう。

所得税は所得税法で定める。

### **第17条（新規）土地資産税**

土地資産税は、土地及び資産を使用する個人、法人又は組織から徴収する義務的な金銭をいう。

土地資産税は別途規則で規定する。

### **第18条（改正）環境税**

環境税は、ラオス国において事業、商品及び天然資源の輸入又は輸出を許可されている個人、法人又は組織のうち、環境汚染を起こす、健康、人命、動物、植物及び生態系のバランスへの危険及び被害をもたらすものから徴収する義務的な金銭をいう。

環境税は別途規則で規定する。

### **第19条（改正）手数料とサービス料**

手数料は、承認又は許可によって国の部局を通じ、経済的及び社会的活動を行う個人、法人又は組織から徴収する直接義務的な行政サービス管理の権利料をいう。

サービス料は、非営利かつ国の予算歳出を補助する目的とし、社会活動における国の部局による技術的管理にかかる直接義務的なサービス料をいう。手数料及びサービス料は、手数料及びサービスにかかる規則で別途規定する。

## **第3部 租税制度**

### **第20条（新規）租税制度**

租税制度は次に掲げるとおり。

1. 納税者番号
2. 納税申告
3. 納付
4. 納税申告後の調査
5. 年度末税再計算
6. 還付及び債務消滅
7. 納付計画、納税者登録、請求書の使用及び管理

## **第1章 納税者番号**

### **第21条（新規）納税者番号**

納税者番号は、納税・納付情報システムの管理、監視及び調査のためのラオス国における納税義務者の番号をいう。

ラオス国内又は国外において事業又はその他の活動を行い、所得を有するラオス国民、永住者、無国籍者、外国人、法人又は組織で法令のとおり納税義務を負うものは、納税者番号を保有しなければならない。

## 第22条（新規）納税者番号の発行

企業登録を行う個人、法人又は組織は、企業登録システムを通じ企業登録証と同時に納税者番号を受領すること。

事業を行わない個人、法人又は組織のうち所得を有するものは、納税者番号発行のため、税務当局に納税者番号発行の申請を行うこと。  
納税者番号発行の手順及び方法は、別途規則で規定する。

## 第23条（新規）納税者番号の使用

納税者は、納税申告書、請求書、税支払書類、関税納付申告書、会計書類、商品製品移動書類、その他行政関連書類並びに租税制度関連の活動に関する書類並びに銀行及びその他金融機関における預金口座開設時、納税者番号を使用しなければならない。

税務当局、国庫、銀行、金融機関及びその他部局は、税金の徴税及び管理並びに国の予算への組入れのため、納税者番号を使用しなければならない。

## 第24条（新規）納税者番号の停止

納税者番号は、永久的な事業の停止、破産、永久停止命令の受領、行動不能又は死亡の場合、停止するものとする。

# 第2章 納税申告

## 第25条（新規）納税申告

納税申告は、関連する法律及び規則で定める納税自己申告を行うため、計算による各租税に係る納税者の納付計画及び活動報告に基づく税金の総額について報告することをいう。

親会社と別会計を行う支店は、すべての租税について、支店が所在する県、首都の税務当局に納税申告すること。

親会社と別会計を行わない支店は、月次給与に対する所得税については、支店が所在する県又は首都の税務当局に納税申告を行うが、付加価値税、物品税、利益税及びその他の所得税については、親会社が所属する税務当局に申告し、再計算後、徴収された税金について各支店が所在する税務当局に知らせる。

## 第26条（新規）納税申告の期間

納税申告の期間は次に掲げるとおり。



1. 年間納税申告の対象は、所得税のうち利益税及び利益配当に対する所得税、土地資産税。
2. 月次納税申告の対象は、付加価値税、国内生産品及びサービスに対する物品税並びに月次給与及び賃金に対する所得税。
3. 都度方式の納税申告対象は、商品輸入時の付加価値税、物品税及びその他の個人所得税。
4. 契約方式の納税申告対象は、零細企業の所得税。  
各租税についての納税申告期間の詳細は関連法で定める。

### 第27条（新規）納税申告の書類

納税申告の書類は次に掲げるとおり。

1. 付加価値税、所得税、物品税、利益税、手数料及びサービス料その他租税の納税申告書の様式に従った書類。
2. 納税申告時の添付書類は、請求書、輸入許可証及び各所得の証明書類（貸借契約、コンセッション契約、売買契約及び借入契約等）。  
納税申告の手順及び方法は別途規則で規定する。

### 第28条（新規）納税申告方法

納税申告方法は次に掲げる2種類のとおり。

1. 徴税情報管理システム(TaxRIS)に登録のうえ当該納税申告システムを用い各種納税申告情報の提供により電子システム経由で行う申告又は各租税の自己申告にかかる情報についてオンライン入力によって行う申告。  
申告後の税金の支払い方法は、銀行の Easy-Tax システム、銀行窓口又は国庫窓口の3種類から選択できる。
2. 各種納税申告の書類を税務当局サービス窓口に提出。

### 第29条（新規）納税申告の延期

納税申告の延期は、各件に応じ財務大臣又は政府が定める金額及び期間のとおり、自然災害の影響を受けた納税者の納税申告延期のため、租税業務管理機関が許可する。

### 第30条（新規）事業活動停止の通知

事業活動を停止する意思のある個人、法人又は組織は、関係当局の規則のとおり手続きを行い、法律のとおり納税義務について再計算するため、停止の許可を受けた後15営業日以内に税務当局に通知しなければならない。

## 第3章

## 税の納付

### 第31条（改正）税の納付

個人、は法人又は組織は、銀行システム又は国庫を通じ、キープ通貨建ての現金、小切手、送金又はその他の形式により、税金、罰金を含む手数料及びサービス料を納付しなければならない。

外貨建てで納付する場合、契約のとおり実施できるが、毎回銀行が公表する為替レートに依り各納税申告のとおりキープ通貨建ての歳入として記録しなければならない。

### 第32条（改正）納付の期間

納付は、次に掲げるとおり期間のとおり実施する。

1. 商品の輸入については、商品の輸入を行う場所における関税納付申告時に、税関職員の計算どおり税金を国庫の銀行口座又は国庫に納付すること。
2. 付加価値税、国内生産品及びサービスに対する物品税並びに月次給与又は賃金に対する所得税については、翌月 20 日までに毎月納付すること。
3. 利益配当に対する所得税は次に掲げるとおり実施すること。
  - 利益配当が生じる場合、株主総会における決定後、15 営業日以内に納付すること。
  - 利益配当がない場合、株主総会における決定後、15 営業日以内に税務職員に通知しなければならない。
  - 株主総会の不開催について税務職員に通知しない場合又は翌年 6 月 30 日前に利益配当の申告を行わない場合、税務職員は、所得税法で定めるとおり、利益配当に対する所得税を計算し納税させることができる。
4. 利益税の納付は年 2 回とし、1 回目は当該年の 7 月 20 日まで、2 回目は翌年 1 月 20 日までとする。

納付すべき利益税は、毎回、半期（6 か月）会計報告の実利益、会計年度における納付計画の見込額又は昨年度の利益税実納付額を基に納付すること。

会計年度を締めた後、納付すべき実利益税額を再計算するため、財務諸表のとおり、年間利益税を納付しなければならない。

再計算後、実利益税額が納付した利益税額を超過する場合、不足額を納付しなければならない、実利益税額が納付した利益税額に満たない場合、超過額を還付しなければならない、又は納付者と合意のうえ次回に繰り越し控除するものとする。

5. 零細企業の所得税は、税務当局との契約で定めるとおり、毎月、四半期毎又は毎年納付すること。

6. 非居住者のうちラオス国において企業を設立していないものから提供を受けた個人の付加価値税及びその他の所得税は、当該所得の支払日から15営業以内に納付すること。

土地資産税、環境税、手数料・サービス料の納付期間については、別途規則で規定する。

### 第33条（新規）税の納付方法

税の納付は、次に掲げる2つの方法のとおり。

1. 国庫の口座を有する商業銀行への納付。
2. 国庫並びに県、首都、郡又は市における国庫への納付。

各租税の納付書類様式は、別途規則で規定する。

### 第34条（新規）税納付証明書類

各租税の税納付証明書類は次に掲げるとおり。

1. 銀行が発行する紙媒体又は電子媒体の証明書
2. 国庫が発行する紙媒体又は電子媒体の領収書

### 第35条（新規）税納付の延期

税の納付延期は、各件に応じ財務大臣又は政府が定める金額及び期間のとおり、自然災害の影響を受けた納税者の納税申告延期のため、租税業務管理機関が許可する。

## 第4章 事後申告の調査

### 第36条（新規）納税申告後調査

納税申告後調査は、本法及びその他関連法で定めるとおり、納税者の各租税納付及び納税申告に関する情報の再調査をいう。

### 第37条（新規）納税申告後調査の手順

納税申告後調査の手順は次のとおり。

1. 財務省が規定するとおり、納税申告書類、財務報告及びその他の書類を収集及び分析する。
2. 調査対象者を選定する。
3. 計画の作成及び調査任命を行う。
4. 調査を実施する。
5. 調査結果を報告する。

6. 調査結果記録を作成する。

### 第38条（新規）納税申告後調査の方法

納税申告後調査の方法は次に掲げるとおり。

1. 納税者に関する情報及び書類を分析する。
2. 納税者及び納税義務者の法律実施状況を再調査する。
3. 納付すべき税金又は納付すべき税額に関する条件を調査する。
4. 自己申告を行う納税者のうち、法律で定める要件（納税者番号の未申請、納税の無申告、納税者登録未了及び請求書不使用等）を完全に満たしていないものを再調査する。

### 第39条（新規）各レベルにおける調査の決定書発行権者

中央税務局長、県、首都、郡及び市における税務局長は、承認された調査計画のとおり納税者の事務所及びその他関係地において調査を実施するため、当該局の責任の範囲において、税務職員の任命にかかる決定書の発行者となる。

他の関係者が調査に参加する場合、財務大臣、県知事、都知事、郡長又は市長が調査委員会の任命にかかる決定書の発行者となる。

毎回の納税申告後調査は、決定書の発行又は通知後30日以内に実施し、必要な場合においても、延期可能な日数の上限は30日間とする。

### 第40条（新規）納税申告後調査の納税者の責任

納税申告後調査の納税者の責任は次に掲げるとおり。

1. 納税申告書類及び税納付書類について、情報を提供し、及び完全に明確に説明すること。
2. 商品輸入時並びに国内における商品及びサービスの購入時に支払った税金総額の計算、徴収及び納付について情報を提供すること。
3. 財務省が計算及び会計調査に関係すると規定する会計書類、請求書、財務状況証明書及びその他書類の情報について、正確、完全かつ期限どおりに税務当局に提供すること。

### 第41条（新規）納税申告後調査委員会の責任

納税申告後調査委員会の責任は次に掲げるとおり。

1. 調査対象者に7日前に通知すること。
2. 調査対象者の納税申告、税納付情報及びその他関係情報を分析すること。
3. 技術的根拠に基づく調査を計画すること。
4. 調査を実施すること。

5. 事実及び技術的根拠に基づき、法律のとおり正確に調査結果を報告すること。
6. 調査結果記録を作成すること。
7. 納税申告後調査結果のとおり実施するよう納税者及び関係者に通知すること。

## 第5章 租税の年末再計算

### 第42条（新規）租税の年末再計算

租税の年末再計算は、租税業務の管理に関する法律の遵守を確認するため、企業会計システム、外部情報、納税申告調査及び各税金の年間支払調査に基づき、納税者登録している企業及び国営企業、プロジェクトの会計並びに銀行口座等の調査によって行う。

納税者は、翌年3月31日までに年間財務諸表を提出しなければならない。

通常年度と異なる会計年度の使用を許可されている納税者は会計締め日から3か月以内に年間財務諸表を提出しなければならない。

財務省が定める財務諸表及びその他書類が正確かつ完全に提出され、租税滞納債務がなければ、税務当局は、納税者に対し、5営業日以内に年間租税義務納付証明書を発行しなければならない。

### 第43条（新規）租税の年末再計算における納税者の責任

事業を行う個人、法人又は組織は租税の年末再計算の前に財務諸表を提出しなければならない。会計監査会社の調査を受ける企業については、別途関連法で定めるとおり実施すること。

所得を有する個人は、租税の年末再計算のため、所得証明書及び所得税納付証明書を提出しなければならない。

租税の年末再計算のため、納税減免を受けた個人、法人又は組織は、所属する税務当局に納税免除証明書又は減税証明書を提出しなければならない。

### 第44条（新規）租税の年末再計算の実施

租税の年末再計算の方法は次に掲げる3種類のとおり。

1. 税務当局の事務所において納税者の書類に基づき会計書類を調査する。
2. 企業の事務所において会計調査又は事実情報の調査（実態調査）を実施する。
3. 無予告の会計調査を実施する。

税務職員による年末再計算は、調査対象になりうる疑いのある者からの財

務諸表があった日から 6 か月以内に完了させなければならない。調査の実施手順については別途規則で規定する。

## 第 6 章 還付と債務消滅

### 第 4 5 条（改正） 還付

還付は、法律で定める額を超過して納付した納税者又は法律で定めるとおり納税者に対し、税金を返還することをいう。

還付は、納税者に対する不正確な情報提供により生じる各種税金の誤算又は税務職員の誤算（重複納税、規定税率どおりでない納税又は納税すべき額を超える納税等）がある場合に実施し、税務当局は、責任を持って検討及び解決し、法律のとおり、納税者に還付しなければならない。

納税者が超過して納付した場合、中央及び県の租税業務管理機関は、10 営業日以内に還付決定書を発行しなければならない。

付加価値税の還付については、付加価値税法のとおり実施する。

### 第 4 6 条（新規） 還付要求の権利を有する者

還付要求の権利を有する者は次に掲げるとおり。

1. 所得税法で定める個人所得税の納付者。
2. 納付すべき額以上納付した会社登録及び納税者登録している個人、法人又は組織で納税すべき額を超えて税を納付したもの。
3. 事業を行う者又は納税者で破産、事業の永久停止、事業分割又は合併するものうち、納税すべき額を超えて税を納付したもの。
4. 付加価値税法で定める付加価値税制度に加入する個人、法人又は組織。
5. ラオス国における国際機関、大使館、領事館及び外交官のうち、付加価値税法で定めるとおり外務省が承認するもの。
6. ラオス国において商品を購入する渡航者及び外国人旅行者のうち、付加価値税法で定めるとおり、ラオス国が許可する国際空港及び国際国境から出国するもの。

### 第 4 7 条（改正） 還付の申請

本法第 46 条第 1 項から第 4 項で定める個人、法人又は組織は、税を納付してから遅くとも 3 か月以内に、所属する税務当局に還付の申請書を提出する権利がある。

ラオス国における国際機関、大使館、領事館及び外交官のうち、財務省規則が規定するとおり外務省が承認するものの付加価値税の還付申請について

は、四半期ごとに税務当局に申請し、当該四半期の申請は翌四半期の初月まで行うこと。

出国する渡航者及び外国人旅行者のうち、ラオス国の付加価値税還付対象店において政府が規定する商品及び商品額の範囲において購入するものからの付加価値税還付申請がある場合、ラオス国が許可する国際空港及び国際国境において税関職員の証明調査を正確かつ完全に通過するため、商品証明書を申告し、実物商品及びパスポートを提示しなければならない。

税務職員の証明調査を通過した商品で出国時に還付未受領の場合、ラオス国を出国する日から 30 日以内に付加価値税の還付を受けることができる。

付加価値税還付対象でない商品及び付加価値税還付の対象商品額の範囲については、別途規則で規定する。

#### **第 48 条（改正） 還付申請の審査**

税務当局は、正確かつ完全に還付申請書及び書類を受理してから 5 営業日以内に、還付申請について調査及び審査し、結果を文書にて申請者に通知しなければならない。追加情報が必要な場合、税務当局は、申請者に必要な追加情報の提供について文書にて通知し、正確かつ完全な追加情報の受理後、10 営業日以内に税金の還付について審査しなければならない。

還付申請が検討されない又は法律に基づいた正確な検討がされない場合、申請者は、次レベルの税務当局に申し出る権利を有し、更に不正確だと考えられる場合、人民裁判所に訴訟できる。

ラオス国における国際機関、大使館、領事館及び外交官に対する付加価値税還付の審査については、税務当局は、正確かつ完全な申請書及び関係書類の受理後 10 営業日に、還付しなければならない。

出国する乗客及び外国人旅行者に対する付加価値税還付の審査については、税務当局は、財務省規則のとおり税関職員の調査によって正確かつ完全であると証明された後、ラオス国が許可する国際空港及び国際国境を出国する当該乗客及び外国人旅行者に還付しなければならない。

#### **第 49 条（新規） 還付用口座**

財務省は、本法第 48 条で定めるとおり、国の予算制度内に還付用口座を設置する。

還付用口座は、納税者に対し、付加価値税、重複納税、規定税率どおりでない納税、納税すべき額を超える納税及びその他法律で定める還付の迅速かつ期限どおりの実施管理のため設置する。当該還付用口座は、付加価値税還付分の金銭及び国家予算法で定める歳入を財源とする。

還付用口座の管理については、別途規則で規定する。

## 第50条（改正）租税債務の消滅

納税者は次に掲げる場合において租税債務が消滅する。

1. 裁判所より破産者決定された後、税金納付分の資産が残らない場合
2. 障害によって行動不能な状態、死亡又は行方不明で資産がない場合
3. 税務当局が、10年間、法律で定めるとおりすべての要求措置を講じるも回収できない不良債権がある場合

税務当局は、地方自治体及びその他関係部局からの証明若しくは上記1項、2項及び3項で規定する各件に応じた裁判判決を受け、過去に回収できなかった各租税債務書類をまとめた後、消滅の実施について財務大臣に提案する。

## 第7章

### 税の納付計画、納税者登録、請求書の使用及び管理

#### 第51条（改正）税の納付計画

事業を行う者は2月までに所属する税務当局に対し、当該年納付可能な各税について責任を持って計算及び納付計画の通知を行わなければならない。

税務当局は、当該税納付計画の受理後15営業日以内に情報を比較分析しなければならない。当該税納付計画が実態と一致しない場合、当該事業者に対し、計算をし直したうえ当該年3月までに税務当局に送付するよう通知しなければならない。

#### 第52条（改正）納税者登録

自由職業を含む企業は、会計法のとおり納税者登録しなければならない。

コンピュータプログラム上の納税者登録は、所属の税務当局に対し定期的に連結又は会計情報を提供できるように、規則どおりに登録し、規定するとおりの会計基準を満たさなければならない。

調査実施における税務職員その他関係者への情報提供のため、会計書類及び会計情報は、10年間保管しなければならない。

零細企業は、零細企業の会計規則のとおり納税者登録を行わなければならない。

#### 第53条（改正）請求書の使用

請求書は、商品及びサービスの売買を証明する書類で、内容、品目、金額、商品及びサービスの価値及び税額を示すものをいう。



請求書は、事業を行う者の会計、納税申告、控除及び還付要請、商品の移動に使用する。

零細企業及び商品及びサービスを販売する店舗を含むすべての企業は、都度、財務省が規定する様式の請求書を発行しなければならない。

請求書は、紙媒体及び電子媒体の2種類がある。

#### **第54条（新規）請求書の管理**

請求書の管理は次に掲げるとおり。

##### **1. 財務省**

- 財務省が印刷・配布する請求書の印刷及び販売に関する監視管理制度の設立し、事業を行う者による自己印刷の許可及び請求書の印刷及び配布について月次及び毎四半期並びに年次報告を行う。
- 常時、事業を行う者の請求書使用についての監視、調査及び明確性の証明並びに控除要請額、納付すべき税額及びその他経費についての調査のための請求書比較を行う。
- 深い理解の獲得及び全国における統一的な実施のため、財務当局、零細企業又は店舗を含む企業及びメディアに対し、請求書の使用に関し普及活動及びガイダンスを行う。

##### **2. 事業を行う者**

- 会計帳簿を作成し、財務省から購入する請求書又は自己使用のため印刷許可を受けた請求書の使用状況を監視する。
- 当該請求書又は財務省から購入する請求書の使用状況に関し、税務当局に月次、四半期及び年次報告を行う。
- 請求書を紛失した場合、早急に文書にて購入した税務当局又は請求書使用登録先の当局に通知しなければならない。
- 本法及びその他関連法のとおり実施する税務調査において税務職員に提出するため、未使用及び使用済の請求書を保管する。

### **第4部**

#### **租税情報システム及びデータベース**

#### **第55条（新規）租税情報システム**

租税情報システムは、国の予算に税を納付する個人、法人及び組織の収入を情報管理及び監視するシステムをいう。

#### **第56条（新規）租税データベース**

租税データベースは、情報分析、リスク評価及び租税徴収計画予測のため

の租税徴収情報及び納税義務を有する個人、法人及び組織の情報を収集する場所をいう。

#### **第57条（新規）租税情報システム及びデータベースの作成**

税務当局は、情報の収集、記録、分析及び検討により、租税情報システム及びデータベースを作成、管理及び開発する責任者である。

税務当局は、徴税情報管理システムと連結及び共有するため並びに租税に関する情報を外国と交換及び共有するため、関係省庁、機関、部局及び地方自治体と連携する。

#### **第58条（新規）商品及びサービス売上記録機の使用及び連結**

企業登録証及び納税者番号を有する個人、法人及び組織は、事業管理における近代的ツールの積極的な使用促進のため商品及びサービス売上記録機に投資、活用及び活動について完全に記録し、国の予算に納付する税の徴収において正確、完全、適時かつ透明であるため、徴税情報管理システムに連結しなければならない。

#### **第59条（新規）租税情報の取りまとめ及び報告**

税務当局は、租税にかかるデータベースの取りまとめのため、商工業当局、計画投資当局、ラオス中央銀行及びその他関係当局との連携業務を担当する局である。

税務当局は、租税情報について取りまとめ然るべき関係機関に報告する。

#### **第60条（新規）租税情報へのアクセス**

個人、法人及び組織は、税務当局より許可を受けた後、租税情報にアクセスし、及び使用できる。

国のその他関係機関が当該租税情報を必要とする場合、規則のとおり税務当局に申請しなければならない。

### **第5部**

#### **納税者、納税義務者、個人及び関係組織の権利及び義務**

#### **第61条（改正）納税者及び納税義務者の権利**

納税者及び納税義務者は次に掲げる権利を有する。

1. 租税管理業務に関する情報、明確な説明を受け取ること及び意見の表明。
2. 租税に関する個人情報の保護。

3. 法律のとおり、免除又は減税その他租税にかかる政策の対象であること。
4. 法律のとおり、超過して納付した税金の受領。
5. 法律のとおり、商品の輸出入から生じる付加価値税還付の受領。
6. 関係する従業員、税務職員又は組織の違法行為に対しての申立て又は申出若しくは公平性の主張。
7. 租税業務に関係しない情報提供の拒否。
8. 税務調査の報告書の内容を知る権利。
9. 税務調査の結果に対する明確な説明及び申出。
10. 法律のとおり、不正な調査結果の拒否。
11. 法律で定めるその他の権利行使。

## 第62条（新）納税者及び納税義務者の義務

納税者及び納税義務者は次に掲げるとおり義務を負う。

1. 納税者番号の要請及び使用。
2. 正確、完全かつ期限どおりに税を計算、申告及び納付すること。
3. 税の計算、徴収、申告、源泉徴収、還付要請、免除又は減税の要請における不正について責任を負うこと。
4. 税務当局に登録し徴税情報管理システムに連結させ、商品及びサービス売上記録機を使用すること。
5. 当該年の納付義務をまとめ、翌年の税納付計算計画を作成すること。
6. 当該者の保有する国庫、銀行及びその他金融機関の預金口座について、税務当局に報告すること。
7. 法律のとおり、納税者登録を行い、請求書を使用すること。
8. 法律のとおり、租税業務に関する会計書類、領収書、財務状況証明書及びその他の書類を提供すること。
9. 税務当局に免除及び減額した税金を申告すること。
10. 納税申告後調査業務に協力し、関係する情報を提供すること。
11. 税務当局の納付命令書のとおり、未納付の税金を納付すること。
12. 法律のとおり、会計書類を保管及び管理すること。
13. 一部又は全事業の停止、合併、分割、売却、譲渡を行う場合、税金の精算及び支払いのため、所属する税務当局に通知する。
14. 法律で定めるその他の義務を実行すること。

## 第63条（改正）個人及び関係組織の権利及び義務

個人及び関係組織は次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 税金の納税者及び納税義務者の情報を提供するとともに当該者の役割に応じ税務当局と協力すること。

2. 法律のとおり秘密が保護される形で、租税に関する法令の違反について税務当局に通報すること。
3. 権利を行使するとともに法律で定めるその他の義務を実行すること。

## 第6部 租税組織

### 第1章 税務当局

#### 第64条（改正）地位及び役割

税務当局は、財務省の一組織であり、租税業務を縦断的に管理する役割を有し、徴税計画を作成し、調査を実施し、計算を行い、全国における網羅的かつ統一的な徴税及び国の予算への租税納付について監視及び促進する。

税務当局の権利、義務及び責任は、本法第83条、第84条及び第85条で規定する。

#### 第65条（改正）組織構成

税務当局は、縦断的組織制度を有し、組織構成は次に掲げるとおり。

1. 税務局は、財務省の一組織構成であり、全国の租税管理業務に関する総合管理において財務省の補佐役を務める。
2. 県及び首都における税務課は、税務局の一縦断的組織であり、租税管理業務に関する税務局及び県庁の補佐役を務める。
3. 郡及び市における税務局担当は、県及び首都における税務課の一縦断的組織であり、租税管理業務に関し県及び首都における税務課及び郡事務所の補佐役を務める。

#### 第66条（改正）構成員

税務当局の構成員は次に掲げるとおり。

1. 税務局
  - － 局長、副局長
  - － 課長、課長補佐
  - － 班長、副班長
  - － 技術職員
2. 県及び首都における税務課
  - － 税務当局長、副長
  - － 班長、副班長

- 技術職員
- 3. 郡及び市における税務担当
- 税務当局長、副長
- 係長、係長補佐
- 技術職員

税務職構成員に対する管理職を含む任命業務、異動、解任、表彰及び措置の決定は、関係法及び規則のとおり実施すること。

### **第67条（改正）従業員及び税務職員の条件及び措置**

従業員及び税務職員の条件及び措置は次に掲げるとおり。

1. ラオス国籍
2. 20歳以上
3. 財務、会計、法律又はその他関連分野において高等レベル以上の専門知識を有すること。
4. 一外国語の知識を有すること。
5. 強い政治的意識、強い道徳及び革命心、倫理、誠実性並びに純潔な精神を有すること。
6. 意図的に行った悪事に対する裁判所の有罪判決又は懲戒処分を受けたことがないこと。
7. 良好な健康状態であること。

### **第68条（改正）守秘**

従業員及び税務職員は、別途法律で定めがない限り、公的な及び納税者の個人情報に関する国の秘密情報について厳守に守秘しなければならない。

## **第2章**

### **従業員及び税務職員の権利及び義務**

### **第69条（改正）従業員及び税務職員の権利**

従業員及び税務職員は次に掲げる権利を有する。

1. 必要に応じ又は税務当局から要請があった場合、個人、法人、国及び民間組織から租税管理業務に関する便宜及び協力を得ること。
2. 租税業務に関する情報収集のため、個人、法人及び関係組織と連絡を取ること。
3. 個人、法人及び関係組織に対し会計書類、情報等の提供を求めること。
4. 租税滞納債務を有する個人、法人及び関係組織に対しすべて支払うよう要求すること。

5. 税務当局の事務所における納税者の書類に基づく会計調査、個人、法人及び関係組織の事務所における実態調査及び無予告調査の実施。
6. 法律で定める租税に関する義務を履行しない者に対し措置を講じること。
7. 請求書並びに倉庫、店及び市場等における商品移動に関する書類の使用を厳重に調査すること。
8. 法律で定めるその他の権利を行使すること。

### **第70条（改正）従業員及び税務職員の義務**

従業員及び税務職員は次に掲げる義務を負う。

1. 租税に関する法律規則について個人、法人及び組織に普及すること。
2. 租税管理業務に関する法律、規則及びその他の関連法のとおり執行すること。
3. 租税管理業務に関する情報、ガイダンス及び説明を提供すること。
4. 税金の計算、申告、控除、還付要請、免除、減税及び納付について調べること。
5. 租税滞納債務を要求すること。
6. 納税者の個人情報を守秘すること。
7. 国の予算に納付するため、銀行経由の納税申告及び税金の支払いについて監視及び推進すること。
8. 租税管理業務に関係する部局、機関及び地方自治体と連携すること。
9. 権利の範囲において、納税者の申し出を受領するとともに検討、解決すること。
10. 法律で定めるその他の義務を果たすこと。

## **第7部**

### **租税管理業務に関係する国の機関の責任**

#### **第71条（新規）国民議会の責任**

国民議会は次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。

1. 政府の提案に基づく設定、変更、取消、削除、税金の免除及び減額について検討及び承認すること。
2. 政府の歳入5か年計画及び年間計画について検討及び承認すること。
3. 租税管理法の実施について監視及び調査すること。
4. 法律で定めるその他の責任を有すること。

#### **第72条（新規）県議会の責任**

県議会は次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。

1. 県議会の責任の範囲において、租税管理法の実施を監視及び調査すること。
2. 県及び首都の歳入5か年計画及び年間計画について毎年検討及び承認すること。
3. 地方の関係部局の徴税及並びに県及び首都における国の予算への租税納付を推進すること。
4. 法律で定めるその他の責任を有すること。

### 第73条（新規）政府の責任

政府は次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。

1. 設定、変更、取消、削除、税金の免除又は減額について検討し、国民議会に提案すること。
2. 歳入5か年計画及び年間計画を検討し、国民議会に提案すること。
3. 租税管理法の実施について監視、調査すること。
4. 財務省が提案する納税申告及び納付の延期について検討及び決定すること。
5. 法律のとおり正確に実施し全国における統一的な実施するため、徴税管理にかかる規則及び措置の発行権を財務省に与えること。
6. 法律で定めるその他の責任を有すること。

### 第74条（新）財務省の責任

財務省は次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。

1. 設定、変更、取消、削除、税金の免除又は減額について検討し、政府に提案すること。
2. 歳入5か年計画及び年間計画を検討し、政府に提案すること。
3. 租税管理法の実施を監視、調査すること。
4. 中央税務局が提案する納税申告及び納付の延期について検討、決定すること。
5. 還付用口座を管理すること。
6. 税務当局の歳入及び開発戦略計画を承認すること。
7. プロジェクト又は投資事業のうち、投資目的どおりに実施していないもの、正しく実施していないもの、不正に実施しているもの並びに法律で定める納税義務及びその他の義務を果たしていないものの中止、変更又は取消について関係者に提案すること。
8. 計画どおり又は計画を超える額の徴税を実施及び管理し、政府が任命する年間予算歳入の徴収を行うこと。
9. 国民議会が承認する額及び政府の任命のとおり、予算歳入の徴収について、指導、監視及び調査すること。

10. 民間及び国営企業が歳入に組み入れる義務を果たすよう推進すること。
11. プロジェクト及び投資事業実施について促進し、便宜を与えるとともに、法律のとおり租税政策の監視及び管理を行うこと。
12. 租税管理法の実施について推進、指導、監視及び調査すること。
13. 租税管理業務に関し、外国、地域及び国際社会と協力すること。
14. 法律で定める投資促進政策を実施すること。
15. 法律で定めるその他の責任を有すること。

#### **第75条（新規）ラオス中央銀行の責任**

ラオス中央銀行は次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。

1. 商業銀行における国家予算預金口座サービスの指導及び推進を行うこと。
2. 銀行システムを通じ納税義務の履行におけるサービス管理を行い、当該日以内に国家予算の預金口座に納付すること。
3. 商業銀行その他金融機関に対しては、税務当局の依頼に応じ、納税者、納税義務者の財務取引情報を提供するよう推進すること。
4. 法律で定めるその他の責任を有すること。

#### **第76条（新規）省、機関その他中央レベル関係者の責任**

省、機関及びその他中央レベル関係者は、当該者の責任範囲において、次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。

1. 予算係に対して手数料及びサービス料の徴収計画を作成するよう指導すること。
2. 手数料及びサービス料の徴収が計画どおり又は計画を超えるよう指導、管理及び調査し、年間予算計画に基づき、正確、完全、適時かつ確実に徴税を実施すること。
3. 徴税及び予算への組み入れを正確に実施するため、企業、資産、土地及びその他の予算収入に関する情報について、財務当局に、完全かつ期限どおり提供すること。
4. 租税管理法の実施のもと推進、指導、研究、提言、普及及び監視すること。
5. 手数料及びサービス料の徴税に関する申出及び租税管理業務に関する問題について、当該者の範囲において解決すること。
6. 租税管理法の違反行為について財務当局に通報すること。
7. 法律で定めるその他の責任を有すること。

#### **第77条（新規）地方自治体の責任**

地方自治体は、当該者の責任範囲において、次に掲げるとおり租税管理業務に関する責任を有する。



1. 検討、承認を行う県議会に提出するため、財務当局及び関連当局に対し、完全な徴税計画を作成するよう指導すること。
2. 税金の徴収が計画どおり又は計画を超えるよう指導、管理及び調査し、年間予算計画に基づき、正確、完全、適時かつ確実に徴税を実施すること。
3. 徴税及び予算への組入れを正確に実施するため、関係当局に対し、企業、資産、土地及びその他予算収入に関する情報を収集し、財務当局に、完全かつ期限どおり提供するよう指導すること。
4. 租税管理法の実施のもと推進、指導、研究、提言、普及及び監視すること。
5. 当該地方内で発生する租税業務に関する申出について、解決すること。
6. 法律で定めるその他の責任を有すること。

## 第8部 禁止事項

### 第78条（新規）一般的な禁止事項

個人、法人及び組織は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 租税に関する情報の提供を拒否すること。
2. 悪事への協力、悪事を行う者の隠蔽又は保護並びに租税業務執行の妨害。
3. 従業員、公務員及び税務職員又は納税者への侮辱、強制、脅し及び暴行。
4. その他の違法行為。

### 第79条（改正）従業員・公務員及び税務職員の禁止事項

従業員、公務員及び税務職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 公的な及び納税者の個人情報に関する国の秘密情報を公開、遅延行為、文書偽造、職務怠慢、職務の無視及び任務に対する無責任行為。
2. 職権乱用、賄賂の要求又は受領、国益を損なわせるよう納税者を強制し脅すこと。
3. 不法に租税を徴収すること。
4. 国の予算に納付せず徴収した税を使用すること。
5. その他の違法行為。

### 第80条（改正）納税者及び納税義務者の禁止事項

納税者及び納税義務者は、次に掲げる次に掲げる行為をしてはならない。

1. 証拠の破棄、売上の隠蔽及び税の納付に関する違法行為。
2. 賄賂又は報酬の供与、従業員・公務員又は税務職員と陰謀し国の金銭を窃取すること。
3. 請求書、領収書及びその他税金に係る文書の偽造。

4. その他の違法行為。

## 第9部 租税管理業務の管理及び調査

### 第1章 租税業務の管理

#### 第81条（改正）租税業務の管理機関

政府は、全国における租税業務を包括的かつ統一的に管理するとともに、直接の責任を有し、関係省庁、機関及び地方自治体と連携を図る主担当として財務省を任命する。

租税業務に関する管理機関は次に掲げるとおり。

1. 財務省
2. 税務局
3. 県及び首都における税務課
4. 郡及び市における税務担当

#### 第82条（改正）財務省の権利及び義務

財務省は、租税業務に関する管理について、次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 政府に提案するため、政策、戦略、租税管理法の研究、立案及び修正を行うこと。
2. 租税管理業務に関する政策、戦略及び法律を計画並びにプログラム及びプロジェクトとして運用及び実施すること。
3. 租税管理業務に関する政策、戦略、法律及びその他法令の普及及び啓蒙。
4. 租税管理に関する業務、法律及びその他法令の実施についての指導、管理、監視及び推進。
5. 税務職員及び納税者が行う税額の計算及び再計算についての法的正確性の監視及び調査。
6. 納税者への正確かつ完全な還付にかかる決定。
7. 租税管理業務における従業員及び公務員の人材育成、能力強化、格上げ、管理及び活用。
8. 租税管理業務に関する申出の解決。
9. 租税管理業務に係る関係省庁、機関、その他部局及び地方自治体との連携。

10. 中央税務局からの提案に基づく従業員及び税務職員の任命、異動、解任、配員、表彰及び懲戒の検討。
11. 租税管理業務に関する外国、地域及び国際社会との協力。
12. 租税管理業務の実施状況について、政府への定期的な報告。
13. 法律で定める権利の行使及びその他義務の履行。

### **第 8 3 条（改正） 中央税務局の権利及び義務**

中央税務局は、租税業務管理に関する管理について、当該局の責任の範囲において、次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 租税管理業務に関する政策、戦略、法律及び計画、プログラム又はプロジェクトの実施。
2. 租税管理業務に関する政策、戦略、法律及びその他法令の普及及び啓蒙。
3. 租税管理業務の監視及び調査。
4. 租税管理業務に関する決定書、ガイダンス、通知書、納付命令書、要求書、計算書の発行及び当該書類のうち不正なものの破棄。
5. 納税者への正確かつ完全な還付にかかる決定。
6. 税務職員の任命並びに実務を行う従業員及び公務員の配員。
7. 従業員及び公務員の任命、異動、解任又は違法行為者に対する懲戒処分について財務大臣に提案すること。
8. 租税管理業務における従業員及び公務員の人材育成、能力強化、格上げ、管理及び活用。
9. 租税管理業務における情報技術（IT）活用。
10. 租税管理業務に関する申出の解決。
11. 租税管理業務に係る部局との連携。
12. 任命する範囲における租税管理業務に関する外国、地域及び国際社会との協力。
13. 租税管理業務について、財務省への定期的な報告。
14. 法律で定める権利の行使及びその他義務の履行。

### **第 8 4 条（改正） 県及び首都における税務課の権利及び義務**

県及び首都における税務課は、租税業務に関する管理について、当該課の責任の範囲において、次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 租税管理業務に関する政策、戦略、法律、開発計画及び管理の仕組みの実施。
2. 租税管理業務に関する法律、命令書及びその他法令の普及。
3. 正確、完全かつ適時の徴税管理のため、関連法の正常な実施について指導及び監視を行う。

4. 租税間業務に関する決定書、ガイダンス、通知書、納付命令書、要求書、計算書の発行及び当該書類のうち不正なものの破棄。
5. 概要報告書作成及び徴収税額分析のため、徴収するすべての税金の記録において歳入項目のとおり国の会計制度を実施し、県及び首都の国庫局と連携する。
6. 税務職員及び納税者が行う税の計算及び再計算の正確性について、厳重に監視及び管理する。
7. 納税者への正確かつ完全な還付にかかる決定。
8. 租税管理業務における従業員及び公務員の人材育成、能力強化、格上げ管理及び活用。
9. 税務職員の任命並びに実務を行う従業員及び公務員の配員。
10. 人材育成計画作成、人員管理及び配置について、関係部局、県庁及び都庁と連携する。
11. 従業員及び公務員の任命、異動、解任並びに違法行為者に対する懲戒処分について、地方自治体と連携のうえ、財務大臣への提案を税務局長に申し出る。
12. 租税管理業務の活動における情報技術（IT）活用の管理及び近代化。
13. 租税管理業務に使用する予算、年金、車両、道具の管理。
14. 租税管理業務に関係する県庁、都庁、財務部局及びその他の関係当局との連携。
15. 租税管理業務の実施について監視及び推進する。
16. 任命する範囲における租税管理業務に関する外国との協力。
17. 租税管理業務の実施状況について、税務局、県知事及び都知事への定期的な報告。
18. 法律及び任務で定める権利の行使及びその他義務の履行。

## 第85条（改正）郡および市における税務担当の権利及び義務

郡及び市における税務担当は、租税業務に関する管理について、当該担当の責任の範囲において、次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 租税管理業務に関する政策、戦略、法律、開発計画及び管理メカニズムを実施する。
2. 租税管理業務に関する法律、命令書及びその他法令の普及。
3. 正確、完全かつ適時の徴税管理のため、関連法の正常かつ統一的な実施について監視する。
4. 租税管理業務に関する決定書、ガイダンス、通知書、納付命令書、要求書、計算書の発行及び当該書類のうち不正なものの破棄。
5. 税務職員の任命並びに実務を行う従業員及び公務員の配員。

6. 概要報告書作成及び徴収税額分析のため、徴収するすべての所得税の記録において歳入項目のとおり国の会計制度を実施し、郡及び市の国庫局と連携すること。
7. 税務職員及び納税者が行う税の計算及び再計算の正確性について、厳重に監視及び管理すること。
8. 税管理業務の活動における情報技術（IT）活用の管理及び近代化。
9. 租税管理業務に使用する予算、年金、車両及び道具の管理。
10. 租税管理業務に関係する郡事務所、市役所、財務事務所及びその他の関係当局との連携。
11. 租税管理業務の実施についての監視。
12. 租税管理業務の実施状況について、県及び首都における税務課、並びに郡長及び市長への定期的な報告。
13. 法律及び任務で定める権利の行使及びその他義務の履行。

## 第 2 章 租税管理業務の調査

### 第 8 6 条（改正）租税管理業務の調査機関

租税管理業務の調査機関は次に掲げるとおり。

1. 内部調査機関は、本法第 81 条で規定する租税業務管理機関と同じ。
2. 外部調査機関は、国民議会、県議会、各レベルの政府監査機関、国家監査機関、ラオス国家建設戦線、ラオス退役軍人協会、大衆組織、社会組織、メディア及びその他関係機関をいう。

### 第 8 7 条（新規）調査内容

租税管理業務調査の主な内容は次に掲げるとおり。

1. 租税管理業務に関する法律及びその他法令の実施。
2. 租税業務管理機関の組織及び活動。
3. 権利の行使、義務の履行及び違反者への措置実施。

### 第 8 8 条（新規）技術調査

租税技術調査は次に掲げるとおり。

1. 納税者の税納付計画
2. 納税者の納税申告
3. 納税申告後の調査
4. 税金の控除及び還付要請
5. 税計算の場所、道具及び書類

6. 移転価格
7. 財務報告書
8. 納税者及び納税義務者のリスク管理メカニズム
9. 租税管理業務に関するその他の内容

## 第89条（改正）調査形式

租税管理業務の調査は次に掲げる3つの形式がある。

1. 定期調査
2. 事前通知調査
3. 無予告調査

定期調査は、計画どおり定時に定期的に実施する調査をいう。

事前通知調査は、必要に応じ実施する計画外の調査をいい、調査対象者に事前通知しなければならない。

無予告調査は、調査対象者に予告せず緊急で実施する計画外の調査をいう。

調査は、税務当局の事務所若しくは企業の事務所又は企業が事業を行う場所で実施すること。

## 第10部

### 予算、制服、紋章及び印鑑

## 第90条（改正）予算

税務当局は、財務省に帰属する予算を有する。当該予算は、国家予算法及び年間国家予算計画の策定及び実施に関する規則に適合するものであり、当該予算の配分において、近代化システムの開発及び管理は政府が優先事項とするものである。

## 第91条（改正）制服、紋章及び印鑑

税務当局は、政府が承認する専用の制服及び紋章を有する。

税務職員は、公務執行時においては、制服を着用し、職務証明カードを携帯し、専用の紋章を付けなければならない。

税務当局は各レベル専用の公務用印鑑を有する。

## 第11部

### 優良納税者に対する政策及び違反者に対する措置

## 第92条（改正）優良者に対する政策

個人、法人又は組織のうち、税の納付計画及び明瞭な年間輸出入計画を有

す、正確、完全かつ適時に納税申告及び税納付を行う、法律のとおり納税者登録を行う、財務状況証明書を正しく使用する、税務情報システム及び関税申告システムを通じて納税申告を行う、銀行システム又は国庫を通じて税を納付するなど、納税義務実行の模範となる優良者であり、連続する 2 年間積極的に貢献するものには、次に掲げるとおり、表彰、便宜又はその他政策を与える。

1. 国内における活動

- 優良企業として表彰を受ける。
- 税務調査前還付に対する便宜を受ける。
- 翌年の年間会計調査の免除を受ける。
- 税納付証明書の発行について便宜を与える。
- 技術的な支援又は助言を受ける。

2. 輸出・輸入

- 輸出入が生じる国境における関税申告に関する詳細な特権を受ける。
- 商品実物調査のリスク管理において低リスクの評価を受ける。
- 自社倉庫への商品持ち込み及び当該倉庫における商品調査の実施許可を受ける。

### 第 9 3 条（改正）違反者に対する措置

この法律を違反した個人若しくは法人又は組織は、各件に応じ、啓発、行政処分、罰金、民事による損害賠償の措置を受ける又は刑法が科せられる。

## 第 1 2 部 最終条項

### 第 9 4 条（改正）税率の変更

社会経済の成長に合わせ早急に税率の変更が必要な場合、政府は、大統領暫定令の発出を提案するため、国民議会常設委員会に申し出を行う権利及び義務を有する。同令発出後、国会議会常設委員会は次の国会において報告しなければならない。

個人、法人及びその他組織は所得税率を変更する権利を有しない。

### 第 9 5 条 施行

ラオス国政府は本法の施行者である。

### 第 9 6 条（改正）法律の発効

本法は、ラオス国国家主席が 2020 年 1 月 1 日に国家主席令を発出した後、

官報に掲載してから 15 日後に施行する。  
本法は、2015 年 12 月 15 日付の租税管理法 No. 70/NA に優先する。  
本法と矛盾する条項はすべて廃止される。

国民議会議長